平成２４年（フ）第７９号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津46番地１
債務者　小佐野博江
１　決定年月日時　平成25年１月30日午前10時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第４６１号
岐阜市早田東町３丁目32番地２　ベル・イーストⅠ　102号室
債務者　小林　　拓
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４６９号
岐阜市大仏町４番地３
債務者　小椋　　章
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４７０号
岐阜市大仏町４番地３
債務者　小椋友美子
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第５００号
岐阜市八島町６番地１　メゾン八島103号室
債務者　黒木　　毅
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１１１号
岐阜県可児市若葉台１丁目153番地１
債務者　ＡＲＡＴＡ　ＡＲＮＡＬＤＯ　ＲＩＲＯＸＩこと　荒田　アルナルド　リロシ
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１２号
岐阜県可児市若葉台１丁目153番地１
債務者　ＡＲＡＴＡ　ＪＡＮＥＴＥ　ＳＡＮＴＯＳこと　荒田　ジャネット
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第１１３号
岐阜県美濃加茂市蜂屋町中蜂屋2695番地
債務者　佐橋　鉄雄
１　決定年月日時　平成25年１月31日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２５年（フ）第５４号
名古屋市中区松原１丁目２番23号　第３栄ビル３Ｄ号
債務者　小﨑　賢一
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９５号
大津市比叡辻１丁目22番19号　ヴィラ比叡Ｂ－３
債務者　饗庭　　遼
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４２号
滋賀県草津市若竹町３番14号
債務者　山本　　薫
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４５７号
滋賀県甲賀市水口町山1640番地386、主たる営業所所在地滋賀県甲賀市水口町梅が丘１－33
債務者　マッドカクテルこと　井上　久詞
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
滋賀県高島市新旭町新庄1346番地15
債務者　宇田喜代美
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５号
大津市堅田１丁目４番13号
債務者　山川　愛茉（旧姓斉本）
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
滋賀県草津市集町164番地４
債務者　道浦　貴子（旧姓宮）
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３５号
岡山県美作市桂坪228番地１、住民票上の住所岡山県美作市古町1977番地１
債務者　岩江かね子
１　決定年月日時　平成25年１月31日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第１号
岡山県苫田郡鏡野町沖68番地４
債務者　奥田　　亨
１　決定年月日時　平成25年１月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月１日まで
岡山地方裁判所津山支部